

第6節

死因究明のための死体の科学調査の活用

(薬物及び毒物に係る検査の活用)

1 地方公共団体に対する死因究明等に係る専門的機能を有する体制整備への協力

【施策番号57】(再掲)

P43 【施策番号24】参照

2 死因究明に関し中核的な役割を果たす医療機関、大学等の施設・設備を整備する費用の支援

【施策番号58】(再掲)

P64 【施策番号54】参照

3 異状死死因究明支援事業による解剖・検査に必要な費用の支援

【施策番号59】(再掲)

P59 【施策番号48】参照

4 死因究明に係る薬毒物検査における標準品の整備の必要性等に関する検討

【施策番号60】

厚生労働省においては、各地域において必要な死因究明等が円滑に実施され、その結果が公衆衛生の向上・増進等に活用される体制の構築を推進するため、令和4年度予算において、新規事業として死因究明拠点整備モデル事業（薬毒物検査拠点モデル事業）の実施に要する経費（48百万円の内数）を盛り込んだ。

薬毒物検査拠点モデル事業は、大学の法医学教室や検案を行う医師等が連携し、公衆衛生の観点から薬毒物検査を実施するための拠点を試行的に構築し、運用する事業である。

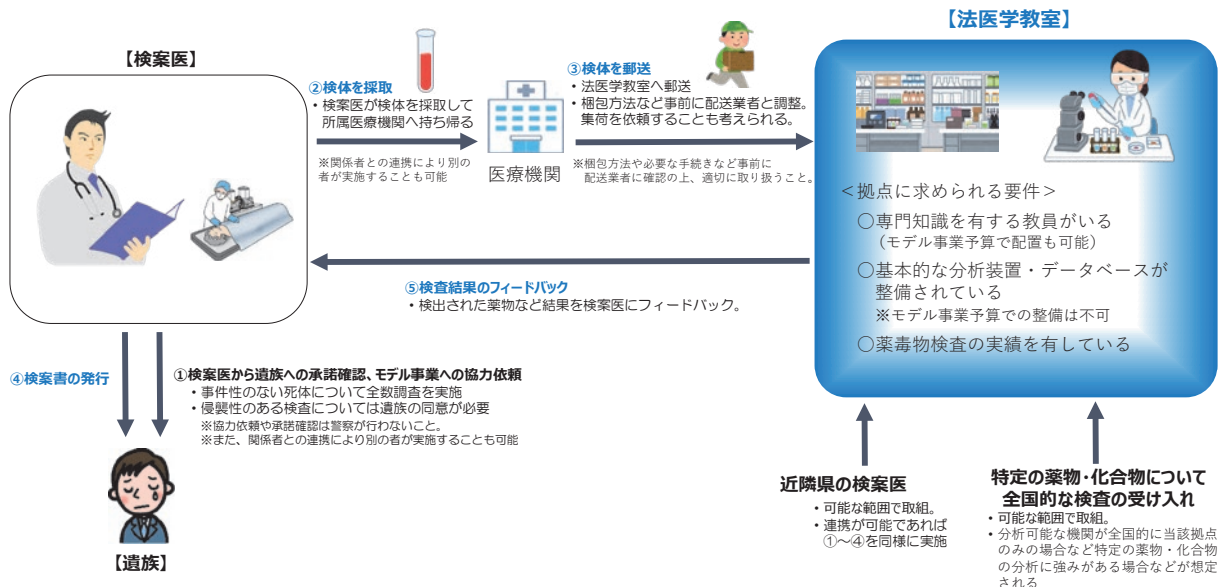
今後、同事業を推進するとともに、その成果や課題を踏まえつつ、薬毒物検査における標準品の必要性等を含め、必要な死因究明等の体制の整備について検討を進めることとしている。

資2-6-4

死因究明拠点整備モデル事業（薬毒物検査拠点モデル事業）のイメージ

具体的なスキームのイメージ

※あくまでイメージ。実際の運用は地域の状況に応じて構築。



出典：厚生労働省資料による

5 必要な薬毒物定性検査を迅速かつ的確に実施するための科学捜査研究所の体制整備等

【施策番号61】（再掲）

P50 【施策番号31】 参照

6 警察における必要な定性検査の確実な実施

【施策番号62】

警察が死体の取扱いに際して実施する薬毒物検査には、死体取扱現場で行われる簡易検査と科学捜査研究所等で行われる本格的な定性検査がある。警察においては、死体取扱現場において、薬物及び毒物を検知することができる簡易薬毒物検査キットを用いた予試験を徹底することや、複数の簡易薬毒物検査キットを活用するなど薬毒物検査の充実を図るとともに、必要があると認めるときは、科学捜査研究所等において、分析機器による本格的な定性検査を実施している。

令和3年中に警察が取り扱った死体17万3,220体のうち、死因・身元調査法第5条の規定に基づく薬毒物検査が行われたものは16万2,959体（94.1%）であり、科学捜査研究所等において分析機器による検査が行われたものは9,478体（5.5%）であった。

写真2-6-6-1 科学捜査研究所における薬毒物検査の実施状況



写真提供：警察庁

資2-6-6-2 科学捜査研究所等における分析機器による薬毒物検査実施体数・実施率の推移

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
死体取扱数	165,837	170,174	167,808	169,496	173,220
うち薬毒物定性検査実施体数(※)	11,068	12,182	10,473	9,669	9,478
実施率	6.7%	7.2%	6.2%	5.7%	5.5%

※ 死因・身元調査法第5条の規定に基づき、科学捜査研究所等において分析機器により実施したものに限り。

出典：警察庁資料による

7 死因・身元調査法に基づく検査の適切な実施を推進するための都道府県警察と都道府県医師会、法医学教室等との連携強化等

【施策番号63】(再掲)

P50 【施策番号32】参照

8 海上保安庁における必要な定性検査の確実な実施

【施策番号64】

海上保安庁においては、死体の取扱いに際して、死体から採取した体液又は尿中の薬毒物の有無を確認するため、簡易検査キットを用いた薬毒物検査を積極的に実施しているほか、必要があると認めるときは、都道府県警察又は大学の法医学教室に嘱託し、薬毒物に係る定性検査を実施している。

令和3年中に海上保安庁が取り扱った死体276体のうち、死因・身元調査法第5条の規定に基づき薬毒物検査が行われたものは53体(19.2%)であり、このうち、都道府県警察又は大学の法医学教室に嘱託して、分析機器による検査が行われたものはなかった。

写真2-6-8-1 簡易検査キットによる薬物検査を実施する様子



写真提供：海上保安庁

資2-6-8-2 海上保安庁における薬毒物検査実施体数・実施率の推移

	令和元年	令和2年	令和3年
死体取扱数	331	312	276
うち薬毒物検査実施体数(※)	59	54	53
実施率	17.8%	17.3%	19.2%

※ 死因・身元調査法第5条の規定に基づき実施したものに限る。

出典：海上保安庁資料による

9 死因究明等の実施体制の充実に係る取組に対する大学施設等の活用等を通じた協力の要請

【施策番号65】(再掲)

P63【施策番号52】参照

(死亡時画像診断の活用)

10 地方公共団体に対する死因究明等に係る専門的機能を有する体制整備への協力

【施策番号66】(再掲)

P43【施策番号24】参照

11 死因究明に関し中核的な役割を果たす医療機関、大学等の施設・設備を整備する費用の支援

【施策番号67】(再掲)

P64【施策番号54】参照

12 異状死死因究明支援事業による解剖・検査に必要な費用の支援**【施策番号68】(再掲)**

P59 【施策番号48】 参照

13 死亡時画像診断に関する研修会の充実**【施策番号69】(再掲)**

P31 【施策番号7】 参照

14 小児死亡例に対する死亡時画像診断の情報の収集・分析等**【施策番号70】(再掲)**

P32 【施策番号8】 参照

15 死因・身元調査法に基づく検査の適切な実施を推進するための都道府県警察と都道府県医師会、法医学教室等との連携強化等**【施策番号71】(再掲)**

P50 【施策番号32】 参照

16 死亡時画像診断の実施に協力を得られた病院との協力関係の強化・構築**【施策番号72】(再掲)**

P51 【施策番号33】 参照

17 死因究明等の実施体制の充実に係る取組に対する大学施設等の活用等を通じた協力の要請**【施策番号73】(再掲)**

P63 【施策番号52】 参照

10 長崎大学と長崎県警察本部の死因究明等に係る相互協力

国立大学法人長崎大学（以下「長崎大学」という。）と長崎県警察本部は、平成30年3月30日、死因究明及び身元確認等に係る相互協力に関する協定を締結し、長崎県警察本部が取り扱う死体を対象として、死後画像診断^{注5)}に関する事項、薬毒物スクリーニングに関する事項等について相互に協力している。

死後画像診断に関しては、長崎大学において、長崎県警察本部に所属する警察官を協力研究員として併任することなどにより、365日24時間体制で必要な死後画像診断を行うことができる体制を構築しており、令和3年中に長崎県警察において取り扱った死体（交通関係を除く。以下同じ。）1,543体のうち793体（51.4%）については、長崎大学において死後画像診断を実施している。

また、薬毒物スクリーニングに関しては、解剖を行う死体については全例について、解剖を行わないものについては薬物又は毒物の関与が疑われる死体等について、生前の薬物及び毒物の摂取事実等を明らかにするため、死体から採取した尿、血液等を試料として分析機器による検査を実施しており、令和3年中に長崎県警察において取り扱った死体1,543体のうち1,365体（88.5%）については、長崎大学においてこうした検査によるスクリーニングを実施している。

このほか、生化学検査や歯科所見による身元確認等においても、長崎大学と長崎県警察本部は相互に協力しており、こうした死因究明等に係る相互協力により、法医学・法歯学の分野の教育・研究に資するとともに、より正確に死因究明等を行うことで犯罪死の見逃し防止を図っている。



死後画像診断用CT

写真提供：長崎大学



薬毒物スクリーニング用分析機器

写真提供：長崎大学

注5) 死亡時画像診断と同義。